会津美里町耐震改修促進計画

(令和 4 年度~12 年度)

会津美里町

目 次

1-	1 %	4	1-
は	し	עש	اب

1	計画策定(改定)の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4	耐震化を図る建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第1	建築物の耐震化の実施に関する目標
1	想定される地震の規模、被害の状況・・・・・・・・・・・・・10
2	耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
3	耐震化の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・15
4	公共建築物の現状と耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・18
第2	建築物の耐震化の促進を図るための施策
1	耐震化の促進に係る役割分担の方針・・・・・・・・・・・・20
2	耐震化の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・20
3	安心して耐震改修を行うことができるための環境整備・・・・・・・22
4	耐震改修計画の認定等による耐震改修の促進・・・・・・・・・・22
5	住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・実行・・・・・・23
第3	建築物の地震に対する安全性の向上を図るための啓発と知識の普及
1	啓発及び知識の普及に関する基本的な取組方針・・・・・・・・・24
2	地震防災マップによる啓発・・・・・・・・・・・・・・24
3	相談体制・広報活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・24
4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・25
5	各種団体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・25

第4	地震時における総合的な安全対策
1	減災化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
2	建築設備の耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
3	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・27
第5	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等
1	耐震改修促進法による所管行政庁の指導等・・・・・・・・・・28
2	建築基準法による勧告又は命令等・・・・・・・・・・・・・28

はじめに

1 計画策定(改定)の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では、6,434人もの尊い人命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救護活動の妨げになり被害の拡大を招きました。

なお、このとき倒壊した建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準 法施行令の耐震関係規定(以下「新耐震基準」(**1)という。これ以前の基準を「旧耐震 基準」という。)に適合していない建築物でした。

その後も、平成 16 年に新潟県中越地震、平成 19 年に新潟県中越沖地震が発生し、特に平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震(以下、「東日本大震災」という。)では、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。近年では令和3年2月、令和4年3月に福島県沖地震が発生し、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況です。

本町で作成した会津美里町地域防災計画(以下、「町防災計画」という。)では、「会津盆地西縁断層帯」、「会津盆地東縁断層帯」を震源とする地震が想定されています。

政府の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を緊急かつ最優先に取り組むべきものと位置づけています。大地震による被害を未然に防ぎ、災害に強い安全な町づくりのため、住宅・建築物の耐震化や減災化に向け、より一層取り組む必要があります。

(※I)新耐震基準・・・建築基準法の最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震(震度5強程度)に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇する大地震(震度6強程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

(2)計画見直しの経過

ア 平成29年5月改定

町では平成 19 年度に会津美里町耐震改修促進計画を策定し、平成 27 年度までに住宅の耐震化率を 90%とすることを目標に耐震化に取り組んできました。

しかし、東日本大震災による甚大な被害や社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取り組みを充実・強化する「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「法」という。)」の改正(平成25年5月29日改正)に伴い、福島県耐震改修促進計画(以下、「県計画」という。)が平成28年7月に改定され、更に町防災計画が平成28年3月に見直しされたことから、これらの計画との整合性を図るため本計画の見直しを行いました。

①東日本大震災による住宅及び建築物の甚大な被害

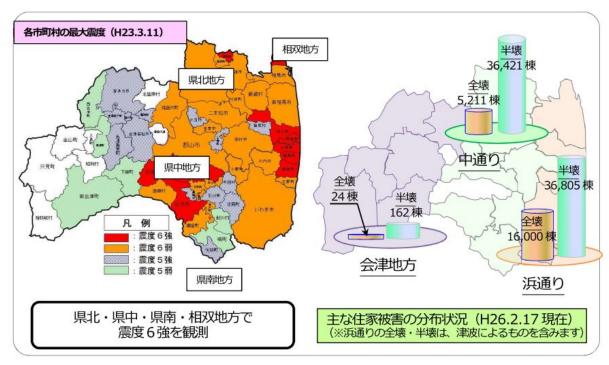
東日本大震災により、県内では住宅が全壊約2万棟、半壊約7万棟、一部損壊は約16万棟の合計約25万棟の家屋や、その他の建築物の約2万8千棟が、全壊・半壊等の被害を受け、多くの建築物所有者等が建て替えや修繕を余儀なくされています。

本町においては、震源地から離れていたこともあり、浜通りや中通りに比べて被害は少なかったものの、震度5強を観測し、人的被害は軽傷者1名、住宅の被害は半壊が2棟、一部損壊が331件(**1)発生しました。

このように、大地震により住宅をはじめとする建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らぐことや、倒壊等により避難路等をふさぎ、緊急時に通行障害の要因となることから、大地震による被害をあらかじめ防ぎ、安全で安心な生活を守るため、住宅及び建築物の耐震化や減災化により一層取り組む必要があります。

(※Ⅱ)福島県災害対策本部(平成26年2月6日現在)

図 1 東日本大震災における家屋の被害状況(福島県耐震改修促進計画(改定)平成28年7月)



②国・県における住宅の耐震化率の目標の見直し

国はこれまでに閣議決定した「住生活基本計画」(平成 23 年3月)及び「日本再生戦略」(平成 24 年7月)において、大規模災害に対する防災・減災対策を促進するため、住宅の耐震化率を令和 2 年度までに 95%とすることを目標としており、この国の目標設定を受けて、県計画の改訂においても住宅などの耐震化率を平成 27 年度末に 90%、また令和 2 年度末までに 95%とすることを目標としたため、これらの計画と整合性を図る必要が生じました。

③建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するための改正法が平成 25 年 11 月 25 日に施行され、国の基本方針 (**!) も改正されたことから、整合性を図る必要が生じました。

(※Ⅲ)国の基本方針・・・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

図 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (福島県耐震改修促進計画(改定)平成28年7月)

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表	
病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老 人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等	平成27年末まで
地方公共団体が指定する緊急輸送路等の避難路沿道建築物	地方公共団体が指 定する時期まで
都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	都道府県が指定す る時期まで

全ての建築物の耐震化の促進

○マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修 の努力義務を創設

建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

○新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率、建ペい率の特例措置の創設

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

○耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和(区分所有法の特例3/4→1/2)

耐震性に係る表示制度の創設

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を 創設

イ 令和3年3月改定

令和 4 年度まで計画期間を延長し、耐震化の促進を図る支援策のうち木造住宅に対する耐震化支援事業の補助率を県計画等に準ずる内容としました。

(3)計画見直しの必要性

令和2年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を95%とすることを目標に耐震化に取り組んできましたが、現状では住宅の耐震化率は80.73%(平成30年住宅・土地統計調査結果に基づく推計による。)にとどまり、目標達成には至りませんでした。一方で、国の基本方針の改正を受けて令和3年12月に県計画(第2期)が策定され、令和12年度末までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物について概ね解消することを目標としたため、県計画との整合性を図るため、本計画の見直しを行いました。

2 計画の位置付け

図3 会津美里町耐震改修促進計画の位置付け

本計画は、法第6条の規定に基づいて、国の基本方針及び県計画、さらには町防災計画を踏まえて、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定するものです。

このたびの国の基本方針の改正及び県計画(第2期)の策定に伴い、これまでの計画 に必要な見直しを加えた第2期の会津美里町耐震改修促進計画となります。

●会津美里町第3次総合計画 ◇福島県地域防災計画 ■耐震改修促進法 「まるごといいね!会津美里」 (震災対策編) (平成30年6月改正・令和元年6 ~人咲き 花咲き 文化輝く 「災害予防計画」 月施行) 希望あふれる未来へ~ 建築物の耐震対策 「建築物の耐震診断及び耐震改修の 促進を図るための基本方針」 ●会津美里町地域防災計画 (令和2年4月見直し) ◇福島県耐震改修促進計画(第2期) 災害に強い安全な町づくり (令和3年12月策定) 耐震化率の目標 ●会津美里町都市計画マスタープラン • 耐震化促進を図るための施策など 防災まちづくりの方針

会津美里町耐震改修促進計画

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間とします。

4 耐震化を図る建築物

本計画では建築物の用途、規模、構造、建築年度等を踏まえ、災害時における必要性 や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、(1)から(4)のう ち、旧耐震基準により建設された建築物(既存耐震不適格建築物)を対象とします。

また、町が所有又は管理する公共建築物(以下、「町有建築物」という。)は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となること、多くの町民が集まることから、優先的に耐震化を実施します。また、地震発生後の円滑な避難等を考慮し、本計画では建築基準法第42条に定める道路を避難路と位置づけ、避難路の沿道にある建築物(ブロック塀等を含む)の耐震対策についても推進していきます。

(1) 住宅

町民の生命・財産を守ることはもとより、減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。

(2) 特定建築物

本計画においては法第 14 条第 1 号に規定する「多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数 3 以上かつ床面積 1,000 ㎡以上のもの等」(表 1 ** P7 参照)を「特定建築物」とします。

特定建築物のうち、旧耐震基準で建設されたものが、「特定既存耐震不適格建築物」となり、そのうち一定用途・規模以上のものが、耐震診断や耐震改修の指示の対象となる「指示対象建築物」(表1*P7参照)となります。

(3) 小規模建築物等

(1)及び(2)以外の小規模建築物等についても、町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点から耐震化を促進します。

(4) 耐震診断義務付け対象建築物等

1 大規模建築物

上記(2)の「指示対象建築物」のうち、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして法附則第3条に定められた建築物が「耐震診断義務付け大規模建築物(法では「要緊急安全確認大規模建築物」という。)」(表2*P8参照)となります。

② 防災拠点建築物

法第5条第3項第1号の規定に基づき、県計画に記載されることで耐震診断が義務付けられる建築物が「防災拠点建築物(法第7条の「要安全確認計画記載建築物」をいう。)」(表3**P9参照)となります。なお、詳細は県計画によります。

図4 特定建築物と特定既存耐震不適格建築物等との関係図

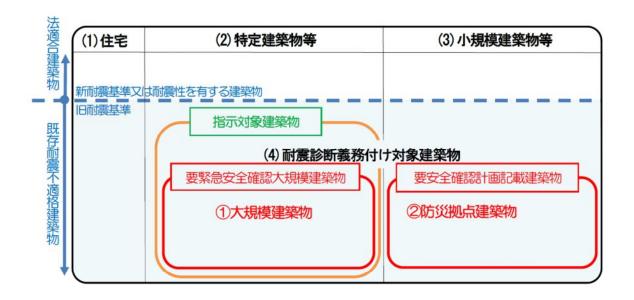


表 1 特定建築物等 用途 • 規模要件一覧

第 2 号			
第 2 号	指示対象建		
1	階数 2 以上かつ 750 ㎡以上		
日			
一切	00 ㎡以上		
一切			
一切	20 2111		
劇場、観覧場、映画館、演芸場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売業を 営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下 宿 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャパレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するものの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するものの理髪店、質層、貸衣装屋、銀行その他にれらに類するものの理髪店、質層、貸衣装屋、銀行その他に相らに類するものの理髪店、質量、貸衣装屋、銀行その他に相らに類するものの理髪店、質量、貸衣装屋、銀行その他に相らに類するものの理髪店、質量、貸衣装屋、銀行その他に相らに類するものの理髪店、質量、貸衣装屋、銀行その他に相らに類するものの理髪店、質量、貸衣装屋、銀行その他に相らに類する以上かつ1,000 m以上 階数3以上かつ2,000 m数3以上かつ1,000 m以上 階数3以上かつ2,000 m数3以上かつ2,000 m数3以上かつ2,000 m数3以上かつ2,000 m数3以上かつ2,000 m以上 で数3以上かつ2,000 m数3以上かつ2,000 m以上 で数3以上かつ2,000 m以上 で数3以上かつ2,000 m以上 で数3以上かつ2,000 m以上 で数3以上かつ2,000 m以上 で数3以上かつ2,000 m以上 を映物の貯蔵場又は処理場の用途に供す 政令で定める数量以上の危険 500 m以上	00 m以上		
集会場、公会堂 展示場 卸売市場 一百貨店、マーケットその他の物品販売業を 営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャパレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他ごれらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他ごれらに類するものの発揚場を構成する選集物で旅客の乗降 又は待合いの用に供するもの自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他ごれらに類する公益上必要な建築物 第 4 号 体育館(一般公共の用に供されるもの) 階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上 階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以 1 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 階数 3 以上かつ 2,000 ㎡ 1			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を 営む店舗			
営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿 下宿 下宿 下	2 2 2 1 1		
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 - 福事務所 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 - 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 - 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 階数 3 以上かつ 2,00 が 3 以上かつ 2,00 ㎡数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 階数 3 以上かつ 2,00 ㎡数 3 以上かつ 2,00 ㎡数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上かつ 2,00 『で数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上かつ 2,00 『で数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上かつ 2,00 『では 3 以上がつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上かつ 2,00 『で数 3 以上がつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上がつ 2,00 『で数 3 以上がつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上がつ 2,00 『で数 3 以上がつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上がつ 2,00 『で数 3 以上がつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上がつ 2,00 『で数 3 以上がつ 1,000 ㎡以上 『で数 3 以上がつ 2,00 『で数 4 号 本行館(一般公共の用に供されるもの) 『で数 1 以上がつ 1,000 ㎡以上 『で数 1 以上がつ 2,00 『で数 1 以上がつ 2,00 『で変 3 以上がつ 2,00 『で変 3 以上がつ 2,00 『で変 3 以上がつ 2,00 『で変 3 以上がつ 3,00 『で変 3 以上がつ 2,00 『で変 3 以上がつ 3,00 『で変 3 以上がつ 2,00 『で変 3 以上がつ 3,00 『で変 3 以上が	00 m以上		
福			
博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するも の 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これ らに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場等を除く) 車両の停車場または船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の乗降 又は待合いの用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物 第4号 体育館(一般公共の用に供されるもの) 階数1以上かつ1,000 ㎡以上 階数1以上かつ2,00			
遊技場			
公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するも の 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これ らに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場等を除く) 車両の停車場または船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の乗降 又は待合いの用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物 第4号 体育館(一般公共の用に供されるもの) 階数1以上かつ1,000㎡以上 階数1以上かつ2,00	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗工場(危険物の貯蔵場等を除く)			
ブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場等を除く) 車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 第4号 体育館(一般公共の用に供されるもの) 階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上 階数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上 階数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上 で数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上			
の 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これ らに類するサービス業を営む店舗 工場 (危険物の貯蔵場等を除く) 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 - 車両の停車場または船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の乗降 又は待合いの用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物 第 4 号 体育館 (一般公共の用に供されるもの) 階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上 階数 1 以上かつ 2,000 法第 14 条 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す 政令で定める数量以上の危険 500 ㎡以上			
らに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場等を除く) 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上 - 車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 第4号 体育館(一般公共の用に供されるもの) 階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上 階数 1 以上かつ 2,000 法第 14 条 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す 政令で定める数量以上の危険 500 ㎡以上			
車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物第4号体育館(一般公共の用に供されるもの)階数1以上かつ1,000㎡以上階数1以上かつ2,00法第14条危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す 政令で定める数量以上の危険 500㎡以上			
の発着場を構成する建築物で旅客の乗降 又は待合いの用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物 第4号 体育館(一般公共の用に供されるもの) 階数1以上かつ1,000 ㎡以上 階数1以上かつ2,00 法第14条 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す 政令で定める数量以上の危険 500 ㎡以上			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物 第4号 体育館(一般公共の用に供されるもの) 階数1以上かつ1,000 ㎡以上 階数1以上かつ2,00 法第14条 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す 政令で定める数量以上の危険 500 ㎡以上	00 ㎡以上		
停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物 第4号 体育館(一般公共の用に供されるもの) 階数1以上かつ1,000 ㎡以上 階数1以上かつ2,00 法第14条 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す 政令で定める数量以上の危険 500 ㎡以上			
保健所、税務署その他これらに類する公益 上必要な建築物 第4号 体育館(一般公共の用に供されるもの) 階数1以上かつ1,000 ㎡以上 階数1以上かつ2,00 法第14条 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す 政令で定める数量以上の危険 500 ㎡以上			
法第 14 条 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す 政令で定める数量以上の危険 500 m以上			
	00 ㎡以上		
物			
法第 14 条			
記載された道路に接する建築物			

表 2 耐震診断義務付け大規模建築物

(要緊急安全確認大規模建築物) 用途・規模要件一覧

	は女王唯認人祝保廷柴初)用述・祝保安什一見 「
規模	用途
階数 1 以上かつ 5,000 m以上	体育館 (一般公共の用に供されるもの)
階数 2 以上かつ 1,500 m以上	幼稚園、保育所
階数 2 以上かつ 3,000 m以上	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校
階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上	・老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類する もの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター
階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上	その他これらに類するもの ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・病院、診療所
	・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場
	・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・博物館、美術館、図書館
	・遊技場・公衆浴場
	・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの
	・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
	・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合い用に供するもの
7.000 2011	・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設・保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
5,000 m以上 かつ	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ①火薬類
敷地境界線から一定距離以内に	火薬類取締法施行規則で規定する火薬類の種類及び停滞量に応じた 第1種保安物件までの距離
存する建築物	②消防法第2条第7項に規定する危険物、可燃性固体類、可燃性液体 類又はマッチ
	50 メートル(ただし、川、海その他これらに類するものに接する場合においては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が
	ら川、海その他これらに類するものの反対側の境界線までの距離と みなす。) ③可燃性のガス、圧縮ガス又は液化ガス
	回り 所住のガス、圧縮ガス叉は液化ガス 一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則に規定する可燃性 のガス、圧縮ガス又は液化ガスの貯蔵設備の貯蔵能力又は処理能力 に応じた第1種保安物件までの距離等

表3 防災拠点建築物の対象用途

対象	備考
・庁舎、病院、	法令(※1、※2)により定められている用途
診療所等	
・避難所となる	次のいずれかに該当する建築物
体育館等	・市町村地域防災計画で大規模地震時の利用確保が必要である旨の記
	載がある又は記載が確実であるもの
	・市町村と建築物所有者等で、大規模地震時の被災者受入やサービス提
	供等に関する協定を締結したもの

次のいずれかに該当する場合は対象外

- ・耐震診断の結果、耐震改修の必要がないとされたもの
- ・耐震改修済み又は耐震改修工事中のもの
- ・用途廃止、建替又は現用途以外への用途変更の予定のあるもので、当該事業の確実性を 工事請負契約書、予算書、公表済み事業計画等で確認できるもの

※1 法第5条第3項第1項

病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上 必要な建築物で政令で定めるもの

- ※ 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第2条各号(第22号を除く)
- 1 診療所
- 2 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 3 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業の用に 供する施設
- 4 ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 11 項に規定するガス事業の用に供する施 設
- 5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 6 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業又は同条第 4 項に規 定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 7 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道又は同条第 4 号に 規定する流域下水道の用に供する施設
- 8 熱供給事業法(昭和 47 年法律第 88 号)第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する 施設
- 9 火葬場
- 10 汚物処理場
- 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設
- 12 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設 (工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行 うものを除く。)
- 13 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 14 軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 1 条第 1 項に規定する軌道の用に供する施設
- 15 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車 運送事業の用に供する施設
- 16 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車 運送事業の用に供する施設
- 17 自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)第 2 条第 8 項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 18 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設
- 19 空港法(昭和 31 年法律第 80 号)第 2 条に規定する空港の用に供する施設
- 20 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 21 工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

第1 建築物の耐震化の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

地域防災計画における地震の想定

町防災計画においては、会津盆地西縁断層帯、会津盆地東縁断層帯(図5参照)で、 地震が発生した場合での建築物被害等の規模(表4参照)を想定しています。

図5 会津盆地西縁・東縁断層帯

(町防災計画(第6版)令和2年4月)



会津盆地西級・東級断層帯の位置と主な調査地点 1:銷宮地点 2:大川地点 3:見明地点 4:議寺地点 A-C:反射法弾性液探査測線(文献2) ◉:断層帯の北端と南端

断層の位置は文献5,6,8,9,10及び12に基づく. 基図は国土地理院発行数値地図200000「新潟」を使用。

表4 被害予測結果の概要

(町防災アセスメント調査業務報告書 平成 26 年3月)

想定区分		会津盆地 西縁断層帯	会津盆地 東縁断層帯				
想定地震		規模 M7.4 (直下型)	規模 M7.7 (直下型)				
想足	定震度	最大震度 5強~6強	最大震度 5強~6強				
木	全壊	114 棟 (1.O%)	320 棟 (2.9%)				
造	半壊	1,027 棟 (9.3%)	1,473 棟 (13.3%)				
非全壊		1 棟 (O.O1%)	3 棟 (O.O3%)				
木造	半壊	7棟 (0.06%)	12 棟 (O.11%)				
死者数		8名(冬) 5名(夏)	22名(冬) 14名(夏)				
負傷者数		206名(冬) 159名(夏)	325名(冬) 254名(夏)				
避難者		2,954 人	3,516人				

※被害予測(冬)は冬未明(5時頃)

(夏) は夏昼間(12時頃)

全半壊棟数()は全体に対する割合 避難者数は最多予想人数(地震1日後)

本町においては、直下の地震(内陸部の活断層の破壊によって発生する地震)により地盤が軟らかい地域で震度6強の強い揺れが予想されます。

会津盆地西縁断層帯を震源とする地震では、建物被害は全壊が115棟、半壊が1,034棟と想定しています。特に断層に近い新鶴地域で約50棟が全壊すると想定しています。

一方、会津盆地東縁断層帯を震源とする地震では、全壊が323棟、半壊が1,485棟と想定され、特に断層に近い本郷地域で揺れが大きく、約250棟が全壊すると想定しています。被害が最も大きい冬の夜間に地震が発生した場合では約350人の死者・負傷者が発生し、建物の倒壊等による避難者は3,500人以上にのぼるなど、甚大な被害が生じると想定しています。

また、本町をはじめ会津盆地周辺は、冬季間における積雪の影響で交通の確保や都市機能維持により多くの労力を要することから、冬季間に地震が発生した場合には、救助・救急・消火など様々な災害対策活動に重大な影響を及ぼすことが予想されます。

【参考】住宅の被害の程度と住家の被害認定基準等(内閣府)

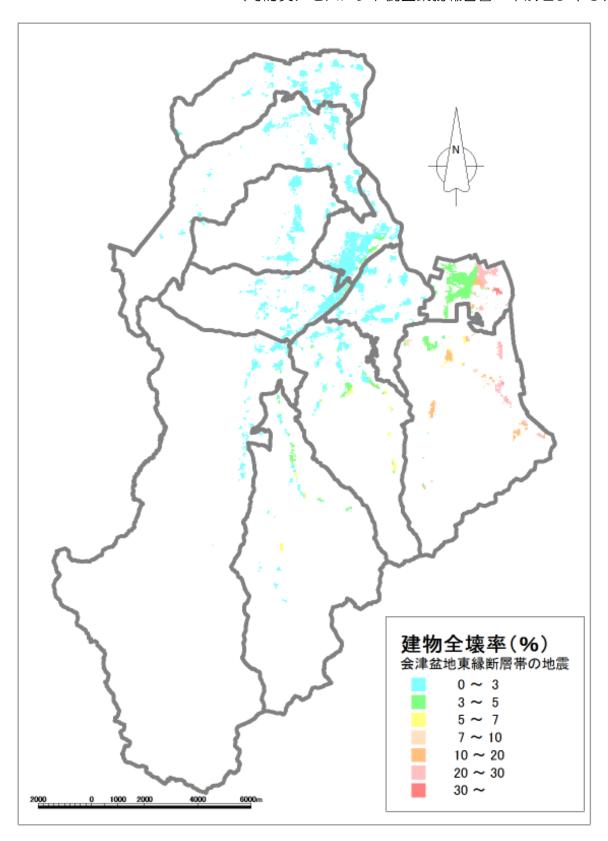
	主及とは多り放音部と金字寺(内阁内)
被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家
	全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だし
	く、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、
	住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面
	積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の
	経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合
	が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な
	補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的に
	は、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、ま
	たは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割
	合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわ
	ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度
	のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上
	70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全
	体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未
	満のものとする。

- ※全壊、半壊:被害認定基準による
- ※大規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成 19 年 12 月 14 日付政府防第 880 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)による
- ※液状化等により損壊した住家の認定基準:「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について(平成23年5月2日付内閣部政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)連絡)」

図 6 想定地震による建物全壊率(会津盆地西縁断層帯の地震) (町防災アセスメント調査業務報告書 平成 26 年 3 月)



図7 想定地震による建物全壊率(会津盆地東縁断層帯の地震) (町防災アセスメント調査業務報告書 平成26年3月)



2 耐震化の現状

(1) 住宅

平成 30 年住宅・土地統計調査並びに国勢調査によると、本町の住宅の耐震化の状況は、住宅総数 6,440 戸のうち、耐震性がある住宅は 5,199 戸で耐震化率は 80.73%です。(平成 25 年住宅・土地統計調査時の耐震化率 69.62%)

耐震性が不十分と考えられる住宅は 1,241 戸(6,440 戸-5,199 戸)で平成 25 年調査時の 2,087 戸に比べると 846 戸減少しました。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。

表 5 住宅の耐震化の現状

(平成30年住宅・土地統計調査による戸数)

2	≅分	昭和56年以降 の 住 宅 ①	の 1	住 宅 ②	住 (宅 総 ④ ①+②	数)	耐震性有 住宅 数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) (5/4)
木	造	3,446		2,414 1,175		5,8	60	4,621	78.86
非	木造	513		67 65		5	80	578	99.66
合	計	3,959		2,481 1,240	i	6,4	40	5,199	80.73

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他としました。

※昭和 55 年以前の住宅のうち耐震性有の住宅数は、平成 30 年住宅・土地統計調査における福島県内の昭和 55 年以前の住宅の耐震性のある住宅の割合(木造:48.68%、非木造:97.75%)に基づき推計しました。

(2) 特定建築物等

令和2年度末時点で本町には特定建築物(新耐震基準の建築物を含む)が50棟(表6、表7**P17、18参照)存在します。このうち44棟(88.00%)の建築物については、耐震改修済みのものを含め耐震性能を有することを確認しています。

なお、昭和56年5月以前に建設された24棟の特定建築物(特定既存耐震不適格建築物)のうち、22棟(91.67%)で耐震診断を実施済です。耐震診断未実施の2棟のうち、1棟は閉校した小学校の校舎で用途廃止済です。

また、本町には法第14条第2号に定める危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物(表1^{**P7}参照)が3棟ありますが、いずれも新耐震基準に適合せず、耐震診断も未実施です。

[※]住宅総数中、建設年度不詳分については各々に按分しました。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

令和 2 年度末時点で本町には要緊急安全確認大規模建築物が3棟、要安全確認計画記載建築物である防災拠点建築物が3棟存在します。耐震性能を有することが確認されているのは、それぞれ2棟(66.67%)と1棟(33.33%)となっています。

3 耐震化の目標の設定

(1) 住宅

法の改正に基づく国の基本方針、その方針を受けた県計画では、令和 12 年度末まで に耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

これは、大規模地震が発生した際に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させる観点(中央防災会議「地震防災戦略」)からであり、本町としても同様の目標値を設定することとし、令和7年度末までに住宅の耐震化率を95%とし、令和12年度末までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

なお、住宅の耐震化率の目標の達成状況については、5年毎の住宅・土地統計調査の 結果が公表され次第速やかに分析、推計し検証します。



(2)特定建築物等

多数の人が利用する特定建築物の耐震化を図ることは、大規模地震が発生した際の被害を低減するためには非常に重要です。このため、特定建築物の耐震化率についても、可能な限り早期に耐震性が確保されることを目標としますが、所管する国の各省庁が建築物の耐震化目標を定め、進捗管理、結果公表等に取り組んでいる状況を踏まえ、本計画における一律の目標値設定は行わないこととします。なお、特定建築物の耐震化が早期に完了するよう、適切な対策を講じながら、確実に対象建築物の耐震化を進めます。

また、危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物の耐震化を図ることは安全確保のために重要です。当該所有者に対し、県と連携しながら耐震化をはじめとした地震対策の推進を図ることに努めます。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を図ることは、大規模な地震が発生した場合に 公益上必要な建築物や避難路の確保のために重要です。耐震性が不十分とされている大 規模建築物及び防災拠点建築物における耐震化の現状を踏まえ、令和 12 年度末までに 概ね解消することを目標とします。

表 6 特定建築物台帳(昭和56年5月以前の建築物)

_					.5 - /		1.27				
番号	建築物名称	用途	公共·民間 区分	所在地	延べ面積 (㎡)	構造	規模(地上)	(地下)	耐震診断 実施年次	耐震改修 の状況	備考
1	新鶴こども園旧幼児部園舎	幼稚園	公共	会津美里町米田字堂/後甲149	1,506.00	RC	2		平成20年度	未	令和2年度~令和3年度建替 旧新鶴幼稚園
2	高田小学校校舎	小学校	公共	会津美里町字法憧寺南甲3505	4,515.00	RC	3		平成18年度	平成20年度	
3	高田小学校体育館	小学校	公共	会津美里町字法憧寺南甲3505	893.00	RC	1		平成18年度	平成21年度	
4	宮川小学校体育館	小学校	公共	会津美里町冨川字上中川161- 1	897.00	RC	1		平成17年度	平成19年度	校舎と同一棟
5	新鶴小学校校舎	小学校	公共	会津美里町鶴野辺字北三百苅 775	2,725.65	RC	3		平成19年度	平成21年度	
6	新鶴小学校体育館	小学校	公共	会津美里町鶴野辺字北三百苅 775	815.00	RC	2		平成18年度	平成22年度	
7	本郷中学校校舎	中学校	公共	会津美里町字川原町1933	3,382.46	RC	4		平成14年度	平成15年度	
8	本郷中学校体育館	中学校	公共	会津美里町字川原町1933	931.00	RC	1		平成20年度	平成23年度	
9	新鶴中学校校舎	中学校	公共	会津美里町鶴野辺字北三百苅 830	2,455.73	RC	3		平成19年度	平成21年度	
10	新鶴中学校体育館	中学校	公共	会津美里町鶴野辺字北三百苅 830	1,118.00	RC	2		平成19年度	平成22年度	
11	町営住宅布才地団地1号棟	公営住宅	公共	会津美里町字布才地419-1	1,611.84	RC	4		平成9年度	不要	最小Is値0.7以上のため耐震性有
12	旧赤沢小学校校舎	事務所	公共	会津美里町八木沢字伴右工門 前3503	1,694.00	RC	3		未	未	学校統合により平成21年度で閉校 用途変更し民間企業に貸付
13	本郷体育館	体育館	公共	会津美里町字山道上67-1	1,677.78	RC	1		平成20年度	未	
14	新鶴体育館	体育館	公共	会津美里町佐賀瀬川字峯山 5004-2	1,339.76	RC	2		平成22年度	令和元年度	
15	会津西陵高校①体育館(第1)	高等学校	公共	会津美里町字法憧寺北甲3473	1,215.00	RC	1		平成15年度	平成20年度	
16	会津西陵高校②南校舎	高等学校	公共	会津美里町字法憧寺北甲3473	2,635.00	RC	3		平成19年度	平成28年度	
17	会津西陵高校③北校舎	高等学校	公共	会津美里町字法憧寺北甲3473	3,285.00	RC	3		平成11年度	平成27年度	
18	会津西陵高校④道場	高等学校	公共	会津美里町字法憧寺北甲3473	350.00	s	1		平成11年度	平成21年度	
19	会津西陵高校⑧管理教室	高等学校	公共	会津美里町字法憧寺北甲3473	504.00	RC	2		平成19年度	平成26年度	
20	会津西陵高校⑨管理棟	高等学校	公共	会津美里町字法憧寺北甲3473	307.00	RC	2		平成19年度	不要	最小Is値0.7以上のため耐震性有
21	高田厚生病院西棟	病院	民間	会津美里町字高田甲2981	1,682.76	RC	4	_	平成29年度	令和元年度	
22	高田厚生病院厨房・ ボイラー棟	病院	民間	会津美里町字高田甲2981	329.24	RC,S	1		平成30年度	未	
23	高田厚生病院笑気ガス棟	病院	民間	会津美里町字高田甲2981	106.92	SB	1		平成30年度	未	
24	JA会津よつば高田支店	事務所	民間	会津美里町字高田甲2742-1	1,115.00	RC	3	_	未	未	

表 7 特定建築物台帳(昭和56年6月以降の建築物)

番号	建築物名称	用途	公共·民 間区分	所在地	延べ面積 (㎡)	構造	規模 (地上)	(地下)	備考
1	宮川小学校校舎	小学校	公共	会津美里町冨川字上中川161-1	3,955.00	RC	2		
2	本郷小学校校舎	小学校	公共	会津美里町字本郷道上34	5,472.00	RC	2		H23年度新築
3	本郷小学校体育館	小学校	公共	会津美里町字本郷道上34	950.00	S	2		H23年度新築
4	高田中学校校舎	中学校	公共	会津美里町字布才地570	4,643.00	RC	3		
5	高田中学校体育館	中学校	公共	会津美里町字布才地570	1,237.00	RC	2		
6	ふれあいセンター あやめ荘	福祉施設	公共	会津美里町下堀字中川360-4	2,301.92	RC	2		
7	ほっとぴあ新鶴	ホテル・旅館	公共	会津美里町鶴野辺字上長尾2347- 40	1,722.28	RC一部S	3	1	
8	町営住宅下中川団地C1号棟	公営住宅	公共	会津美里町下堀字中川385	1,316.40	RC	4		
9	町営住宅下中川団地C2号棟	公営住宅	公共	会津美里町下堀字中川385	1,316.40	RC	4		
10	町営住宅布才地団地2号棟	公営住宅	公共	会津美里町字布才地419-1	1,611.84	RC	4		
11	町営住宅布才地団地3号棟	公営住宅	公共	会津美里町字布才地419-1	1,231.70	RC	3		
12	町営住宅川原町団地2号棟	公営住宅	公共	会津美里町字川原町甲1823-1	1,233.74	RC	3		
13	会津美里町役場 本郷庁舎	役場庁舎	公共	会津美里町字北川原41	2,997.67	RC	3		
14	会津美里町役場 新鶴庁舎	役場庁舎	公共	会津美里町鶴野辺字広町740	2,946.65	RC	3		
15	高田体育館	体育館	公共	会津美里町字東川原3244-1	2,319.24	RC	1		
16	本郷第二体育館	体育館	公共	会津美里町福重岡字桜ノ下32	1,178.00	RC	1		
17	会津西陵高校⑥体育館(第2)	高等学校	公共	会津美里町字法憧寺北甲3473	781.33	SRC	1		校舎と同一棟
18	会津若松警察署 会津美里分庁舎	事務所	公共	会津美里町字鹿島3057-1	2,331.00	RC	3		
19	社会福祉法人高田幼児幼保 連携型認定こども園ひかり	保育所	民間	会津美里町字新布才地2	1,674.98	S	2		H22年度新築
20	特別養護老人ホーム 宮川荘	特別養護老人ホーム	民間	会津美里町字高田道上2969-1	4,010.60	RC一部S	2		
21	ケアハウス・ハーモニー ほんごう	老人ホーム	民間	会津美里町字北川原14-1~5	2,380.00	RC	2		
22	特別養護老人ホーム リアン・ヴェール美里	特別養護 老人ホーム	民間	会津美里町荻窪字上野186-1	4,622.37	RC	3		H29年度新築
23	高田厚生病院本館	病院	民間	会津美里町字高田甲2981	8,792.81	RC一部S	4	1	全体で地上4階・地下1 階、8,000㎡超
24	高田厚生病院5号棟	病院	民間	会津美里町字高田甲2981					全体で地上4階・地下1階、8,000㎡超旧精神病棟
25	高田厚生病院検査棟	病院	民間	会津美里町字高田甲2981					全体で地上4階・地下1 階、8,000㎡超
26	高田厚生病院東棟	病院	民間	会津美里町字高田甲2981					全体で地上4階・地下1 階、8,000㎡超
26	高田厚生病院東棟	病院	民間	会津美里町字高田甲2981					

4 公共建築物の現状と耐震化の目標

町有建築物については、庁舎は被害情報収集や災害対策指示、学校は避難所としての活用など、それらの多くが震災対策の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性確保が求められるとの認識のもと、耐震化の促進に率先して取り組むこととします。

(1) 町有建築物の耐震化の状況

本計画において耐震化の対象とする町有建築物は次の①、②のうち、旧耐震基準により建設された建築物とします。

①防災上重要建築物

町防災計画で指定する避難施設等

②特定建築物

法第14条第1号の規定による多数の人が使用する一定規模以上の建築物

令和 2 年度末時点で町有の防災上重要建築物及び特定建築物は 37 棟存在します。 うち旧耐震基準により建築された建築物は 14 棟あり、耐震診断等を実施した結果、耐 震性能を有していると確認できたのが 1 棟、耐震性能が不十分なものは 13 棟でした。 耐震基準を満たさなかった建築物 13 棟のうち 10 棟は耐震改修済です。なお、未改修 の 3 棟のうち、1 棟は建替が決定しており、1 棟は閉校した小学校の校舎で用途廃止済 のため、将来にわたって継続的に利用する建築物の耐震化率は 97.14%(34 棟/35 棟)です。

表8 町防災計画で指定する避難施設等(町が所有又は管理するもの)※特定建築物を除く

番号	施設名	所在地	想定受入人数	使用可能施設	建築年度
	地設在			面積(㎡)	
1	会津美里町複合文化施設	字新布才地 1	262	786	H30
2	宮川生涯学習センター旭体育場	旭舘端字田中乙 455	180	540	S59
3	宮川生涯学習センター尾岐体育場	吉田字村中甲 150	180	540	S60
4	宮川生涯学習センター東尾岐分館	東尾岐字田中 5416	47	143	S58
5	本郷生涯学習センター	字山道上 67-1	160	480	S57
6	新鶴生涯学習センター	鶴野辺字広町 730	170	510	S63
7	新鶴高齢者福祉センター	鶴野辺字広町 751-1	50	150	Н8

(2) 町有建築物の耐震化の目標

防災上重要建築物および特定建築物のうち、将来にわたって継続的に利用する建築物について、令和 12 年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とします。

第2 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の促進に係る役割分担の方針

住宅・建築物の耐震化を進めるためには、町、住宅・建築物の所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)、建築関係団体等が以下に示すその役割を認識し、自らの問題・地域の問題として捉え、意識して取り組むことが重要です。

(1) 町

町は国・県と連携し、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減の ための制度の構築など、耐震化の促進に必要な施策を講ずるとともに、自ら所管する町 有建築物の耐震化について、率先して取り組むこととします。

(2) 所有者等

住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者は、自らの問題・地域の問題として の意識を持ち、地震防災対策として自助努力により取り組むことが必要不可欠です。

また、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等の所有者は、その建築物の耐震診断を行い、その結果を法で定める期限までに所管行政庁に報告しなければなりません。

さらに、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修に努める必要があります。

(3)建築関係団体等

建築関係団体は、専門家として適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、 耐震化の推進を技術的な面からサポートすることが必要です。

2 耐震化の促進を図るための支援策

住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・ 啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や、税の優遇措置(耐震改修促 進税制、住宅ローン減税等)の活用を進めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図り ます。

(1) 住宅

住宅は生活の基盤であり、地震から人命を保護する必要があることから、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修などについて、国や県の補助制度を活用しながら支援を行い、住宅の耐震化を促進します。

◆木造住宅に対する耐震化支援事業

名称	概要	補助率等	要件
会津美里町安	木造住宅の所有者	補助率は県の計画に準じ、所有者	所有者が自
全安心耐震促	が耐震診断を行う	負担額は町要綱による	ら居住する
進事業	場合、耐震診断を		住宅で、旧
(耐震診断)	行う建築士等の派		耐震基準で
	遣に要する費用を		建築された
	補助する事業		木造3階
会津美里町木	耐震診断を実施し	補助率は県の計画に準ずる	建以下の住
造住宅耐震改	た結果、木造住宅		宅
修支援事業	の耐震改修を行う		
(耐震改修)	所有者に耐震改修		
	工事費の一部を補		
	助する事業		

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震義務付け対象建築物は、大地震により倒壊すると甚大な被害をもたらすおそれや、 災害時の復旧の拠点や避難所となる施設であり重点的に耐震化を進める必要があるこ とから、所有者等が耐震診断や耐震改修を実施するにあたり、国や県の補助制度を活用 し支援を行い、対象建築物の耐震化を促進します。

(3) 税制優遇措置

旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合、所得税の控除や固定資産税の減税など耐震改修促進税制が用意されています。これらの優遇措置が十分活用されるよう、広報・周知を行うことにより、耐震化を促進します。

3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

近年、耐震改修を名目とした悪質なリフォーム被害が増加するなか、所有者等が安心して耐震改修を実施できるよう、推進体制の整備を行います。

(1) 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等の周知を図ることはもとより、定期的な防 災関連記事等の町広報誌への掲載に努め、町民の防災意識の向上を図ります。

(2) 耐震化を推進するための体制

耐震改修設計や改修工事を行う際の相談先としては福島県耐震化・リフォーム等推進協議会 (**V) や福島県建築士事務所協会・福島県建築士会等があります。これらの団体との連携を強化し、所有者等に対して耐震化の重要性を説明することで、耐震化を推進します。

※Ⅳ 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

住宅・建築物の耐震化やリフォーム等の推進を図るため、平成21年度に県、市町村、建築関係団体、商工・経済団体、学校・大学等の教育、研究機関、金融機関、消費者団体等によって設立された機関であり、耐震化を図るため次の事業を実施しています。

- ①公平性と透明性を確保した相談対応と行政相談窓口との連携
- ②県民、事業者、協議会会員への耐震化やリフォームに関する情報の提供
- ③耐震化やリフォーム等に関する設計、施工に関する技術の向上と普及
- ④地域経済や地域づくりに関する耐震化やリフォームに関する調査と研究
- ⑤福島県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画の実現の為の支援

4 耐震改修計画の認定等による耐震改修の促進

「耐震改修計画の認定 (**V)」や、新たに増設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、特例措置やメリット等があることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及や促進を図ります。

町有建築物については、「建築物の地震に対する安全性の認定」の表示に係る制度を 積極的に活用します。

※V 建築物の耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修の計画について認定を申請することができます。この計画が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合している等の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第3号各号に掲げる基準)に該当するときは認定を行います。

表 9 認定制度の特例措置等

認定	特例措置、メリット等
耐震改修計画の認定	既存不適格建築物の耐震改修時における建築基
	準法等の規定の適用の特例措置(防火、容積率
	又は建ぺい率など)
建築物の地震に対す	認定を受けた旨を表視することにより建築物の
る安全性の認定	利用者等がその建築物の耐震性の有無について
	容易に判別可能。耐震診断や耐震改修の実施の
	インセンティブ。
区分所有建築物の耐	マンション等の区分所有建築物について共用部
震改修の必要性に係	分の変更に該当する場合の「集会の議決」要件
る認定	が緩和。耐震化の促進。



耐震マーク表示制度

(福島県耐震改修促進計画(改定)令和3年12月)

5 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・実行

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化を促す取組み、耐震診断を実施した住宅に対する耐震化を促す取組み、改修事業者等への技術力向上を図る取組み及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み、耐震化の必要性に係る周知・啓発を図ることが重要です。このため、会津美里町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上を図るための啓発と知識の普及

1 啓発及び知識の普及に関する基本的な取組方針

建築物の所有者等が安心して耐震診断・耐震改修が実施できるよう、相談体制、普及 啓発及び情報提供の充実を図ります。

また、耐震化にかかる費用、工法等について情報提供を行います。

さらに、耐震化全般に対する不安等を払拭するため、関係団体と連携し、相談体制の 充実を図ります。

2 地震防災マップによる啓発

町防災計画において、想定している会津盆地西縁断層帯・東縁断層帯を震源とする地震の概要及び震度分布、建物全壊率図、液状化危険度図と地震の際に必要な情報をまとめた「地震防災マップ」を作成し、平成25年度に全戸に配布するとともに、町ホームページで公表しています。

地震防災マップは、住んでいる場所の身近な危険性などの情報を伝え、防災意識の向上を図るとともに、迅速かつスムーズに避難するうえで重要な資料として活用し、より 一層の防災意識の啓発を図ります。

3 相談体制・広報活動の充実

(1)相談体制の充実

建設水道課を窓口とし、本計画の推進に関することや、耐震診断・耐震改修に関する相談を受け付けます。

日常からの備えとしての家具の転倒防止等、災害予防全般については、総務課と連携して相談体制の充実を図ります。

(2) ホームページの充実

インターネットを通じて耐震改修に必要な最新の情報(耐震改修工法、費用、税制等) を提供するため、ホームページの情報の更なる充実を図ります。

(3) 広報紙等の活用

町の広報紙や町ホームページ等を介して、町が実施している支援策の情報提供など、耐震診断や耐震改修に関する適正な情報提供を図るとともに、県及び関係団体とも連携して、様々な広報媒体を介し、広報活動を行います。

(4) パンフレットの配布

耐震診断及び耐震改修の概要や改修実例等をまとめたパンフレットを、窓口を通して、 広く町民の皆さんへ配布し、住宅の耐震化の普及啓発に努めます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修が進まない最大の理由は、耐震改修に要する相当な費用負担が上げられますが、リフォームと併せた耐震改修が負担を軽減し効率的であることから、それらの有効性についての情報提供を行い、リフォームに併せた耐震改修の誘導を図ります。

また、福島県建築士会や福島県建築士事務所協会と連携し、耐震設計などを行う建築士や設計事務所の情報提供を行います。

5 各種団体等との連携

町内会や、自主防災組織など、住民に身近なところでの地震対策は有効かつ重要なことであり、町は地域の活動と連携しながら耐震化をはじめとした地震対策の推進を図ることに努めます。

また、県や他市町村と連携しながら耐震診断及び耐震改修の推進を図ることに努めます。

第4 地震時における総合的な安全対策

1 減災化の促進

東日本大震災においては、建築物の天井や窓ガラス、外壁部材等の非構造部材の落下や、屋外の建築設備の転倒等による被害も報告されています。また、住宅・建築物の耐震化とあわせて、家具の転倒防止対策等に努め、避難時に支障をきたさないようにすることが必要です。

これらの被害を最小限にすること(減災化を図ること)は建築物の耐震化同様、地震から人命を守るために重要であることから、減災化について県と連携しながら促進していきます。

(1) 天井等落下防止対策

大規模空間を持つ建築物の天井部材等の落下を防止する為の対策を促進します。 特に、避難所となる学校等における非構造部材の耐震化の促進を図ります。

(2)窓ガラスの脱落防止対策

窓ガラスの脱落は、地震時の死傷の原因となることから、ガラス面に飛散防止フィルムの貼付けや、落下の恐れがある古い窓枠の改修等を促します。

(3) 外壁部材の落下防止対策

外壁部材や外壁タイルの落下を防止するため、はく離や浮き、劣化による落下の危険性があるものについて早期の点検・補修を促します。

(4) 家具の転倒防止対策

家具の転倒等は、地震時の死傷の原因となることや、避難通路の妨げとなるおそれがあるため、家具の転倒防止対策を促します。

(5) 耐震シェルター等の設置

耐震化が行われていない住宅等においても、地震時に命を守るという観点から耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促します。

(6)段階的な耐震改修

居住者の生命の安全を優先するために、耐震性能を段階的に向上させる耐震改修や、 寝室や居間などの居室の部分補強を行うなど、段階的な耐震改修を促します。

(7)設備機器等の転倒防止対策

屋外に設置している電気温水器や給湯タンク等が地震により転倒した場合、周囲の人 に危害が及ぶ可能性があるため、転倒防止の対策を促します。

(8) ブロック塀の安全対策

スクールゾーン内の通学路、又は町防災計画において定められた避難場所に至る避難路に面する既存ブロック塀等を対象として、建築基準法施行令に規定する構造基準に適合しないものについては所有者に対して安全対策を図るよう促します。

2 建築設備の耐震対策

防災拠点施設、避難施設及び緊急医療施設は、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震対策を促進します。

3 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、都市計画法、建築基準法、 宅地造成等規制法などの関係法令を適正に執行するとともに、特に土砂災害防止法の土 砂災害特別警戒区域や、福島県建築基準法施行条例第5条に規定された「がけ地」にお ける建築については、関係法令による指導とあわせて、所有者等へ地震時の土砂災害に 対する注意を喚起します。

第5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等

1 耐震改修促進法による所管行政庁の指導等

(1) 耐震診断が義務付けられた建築物

耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等へは、耐震診断の実施とその結果の報告 が義務であることを周知し、その確実な実施が図られるよう県と連携して行います。

また、耐震診断の結果の公表にあたっては、利用者が誤った情報によって誤解が生じないよう、県と連携して適正な情報の発信に務めます。

(2)指示対象建築物

指示対象建築物(表1*P7参照)の所有者等への周知や、耐震化の指導・助言・指示等にあたっては、法の趣旨が十分理解され、耐震化が図られるよう県と連携して対応します。

(3) 指導 • 助言対象建築物

指示対象建築物を除く特定既存耐震不適格建築物(表 1 ** P7 参照)については、県と連携し、所有者等に耐震化の必要性を説明して耐震診断等の実施を促すなど、耐震化の促進に向けた取り組みを行っていきます。

2 建築基準法による勧告又は命令等

県において「耐震診断義務付け対象建築物」や「指示対象建築物」に対して建築基準 法に基づく勧告や命令を行う場合においては、町は必要に応じて県と連携を図り、当該 建築物の所有者等に必要な情報の提供等を行い、対象建築物の耐震化の促進に努めます。